

新宿区廃棄物管理責任者講習会

廃棄物管理責任者の役割 を果たすために

一般財団法人日本環境衛生センター
環境事業本部 特別参事 村岡 良介
環境カウンセラー

01: 廃棄物管理責任者の役割

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例

■ 廃棄物管理責任者の選任

延べ床面積1,000m²以上の事業用大規模建築物の所有者等は、当該事業用大規模建築物から排出される**事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務**を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

(条例第23条第2項)

- ①建築物から発生する**再利用対象物及び廃棄物の種類や量、処理状況の把握**
- ②建築物から発生する廃棄物の**発生抑制、排出抑制の推進**
- ③建築物から発生する廃棄物の**再利用及び資源化の推進**
- ④建築物利用者に対する指導
- ⑤区及び所有者との連絡調整
- ⑥廃棄物管理責任者講習会の受講



02: まず、廃棄物の定義から

- 廃棄物とは、占有者が**自ら利用**し、又は他人に**有償で売却**することができないために**不要**になった物。

廃棄物は不要なので、**そんざいに扱われ、環境保全上の支障を生じる可能性があるため、制度的な管理の下に置く必要がある。**

- 廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の出扱形態、取引価値の有無および占有者の意思等を**総合的に勘案して判断すべきもの。**（総合判断説）

- ①物の性状 : 利用用途に応じた品質。環境保全に支障が無い。
- ②排出の状況 : 需要と計画的な排出。適切な保管・品質管理。
- ③通常の出扱形態 : 利用の継続性。市場が成立。処分事例が無い。
- ④取引価値の有無 : 有償譲渡（金銭と交換）。処理費用に非該当。
- ⑤占有者の意思 : 利用・有償譲渡の意思。放置・処分意思が無い。

03: 専ら物とは何か

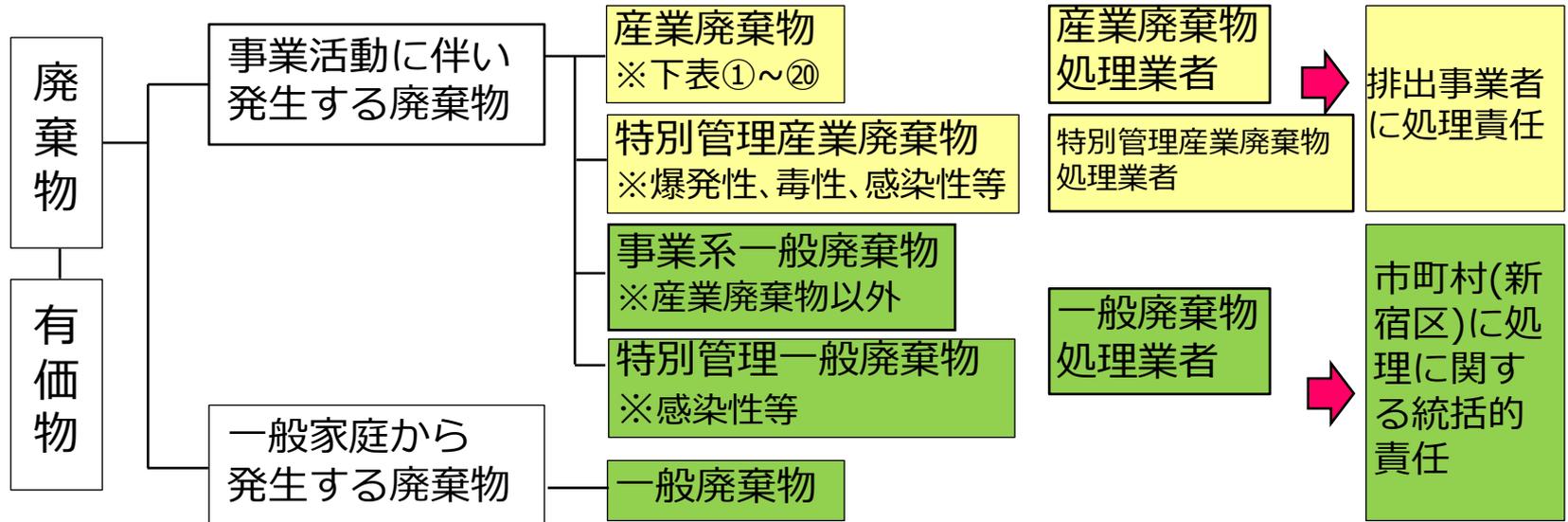
- 専ら物は、「**再生資源回収業者**の手によって回収される、**古紙、くず鉄、空き瓶類及び古繊維**」で、専ら再生利用を目的に、無償又は処理費用を徴収して引き取られる廃棄物。

廃棄物であることに変わりはないので、廃棄物処理法に則った対応が必要。下記のとおり同法の**規制が一部免除**される。

廃棄物処理法の規制	有価物	専ら物
業の許可	不要	免除
委託契約書(委託基準)	不要 ※売買契約書	必要
マニフェストの交付	不要	免除
収集運搬、処理基準	不要	不要
実績報告	不要	不要
保管基準	不要	不要

04: では、なぜ廃棄物を区分するのか

■ 一般廃棄物と産業廃棄物は責任主体が異なる



産業廃棄物 (20種類)

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず
- ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類
- ⑫ばいじん ※貨物の流通のために使用した木製パレット (木くず)
- ⑬紙くず(建設業、パルプ・紙製造業、新聞業等) ⑭木くず(建設業、木材・木製品製業等)
- ⑮繊維くず(建設業、繊維工業等) ⑯動植物性残さ(食料品製造業、医薬品製造業等)
- ⑰動物系固形不要物(と畜場等) ⑱動物のふん尿(畜産農業) ⑲動物の死体(畜産農業)
- ⑳①～⑱を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの

05: 事業者の処理責任

■ 廃棄物処理法に規定される事業者の責務

- ①事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。(法第3条第1項)
- ②事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の**再生利用等を行うことによりその減量に努める**とともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その**製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない**。(法第3条第2項)
- ③事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し**国及び地方公共団体の施策に協力**しなければならない。(法第3条第3項)

06: 事業者の処理責任

■ 産業廃棄物の排出事業者責任

- ①事業者は、その産業廃棄物を**自ら処理**しなければならない。
(法第11条)
- ②事業者が自ら処理する場合 (法第12条(産廃)、法第12条の2(特管))
 - ・ **処理基準**の遵守
 - ・ 産業廃棄物が運搬されるまでの間、**保管基準**の遵守
 - ・ 事業場外で産業廃棄物を保管する場合の届出
- ③事業者が処理を委託する場合
(法第12条第5項(産廃)、法第12条の2第5項(特管))
 - ・ **委託基準**の遵守
 - ・ 委託廃棄物が業の許可範囲に含まれる業者への委託
 - ・ 収集運搬業者、処分業者それぞれとの直接・書面契約
 - ・ **委託契約書**の保存 (契約終了後5年間)
 - ・ 特別管理産業廃棄物に係る情報の文書での事前通知
 - ・ **産業廃棄物管理票**の交付、確認、5年間保存、年次報告
(法第12条の3、法第12条の5)

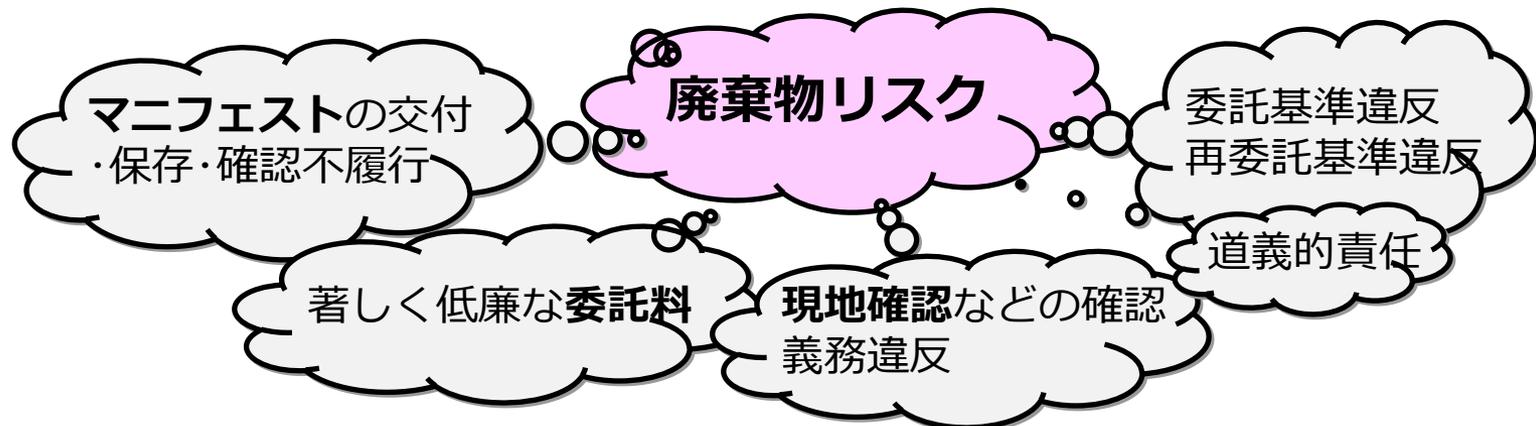
07: 事業者の処理責任

■ 産業廃棄物の排出事業者責任 (続き)

- ④委託廃棄物の**処理の状況に関する確認**と、処理が適正に行われるために必要な措置の実施努力 (法第12条第7項)
- ⑤発生から最終処分に至るまでの**一連の行程における処理**が適正に行われるために必要な措置を講ずる**注意義務**

⇒ 委託基準や管理票に係る義務違反が無くても一定の要件の下に排出事業者を**措置命令**の対象とする。

(平成30年3月30日環循規発「行政処分の指針について」)



参考事例：排出事業者責任と措置命令

■ 不法投棄事案で措置命令発出

2002年より産業廃棄物が適正に処理することなく放置されたため、約54,000m³が堆積し、そのままでは崩落の危険性や有毒ガスの発生等周辺環境への影響が懸念されたため、行政代執行が行われた。

市は産業廃棄物の排出事業者延べ289社に対して、自主撤去又は撤去費用の負担を企業の社会的責任の履行として求めた。

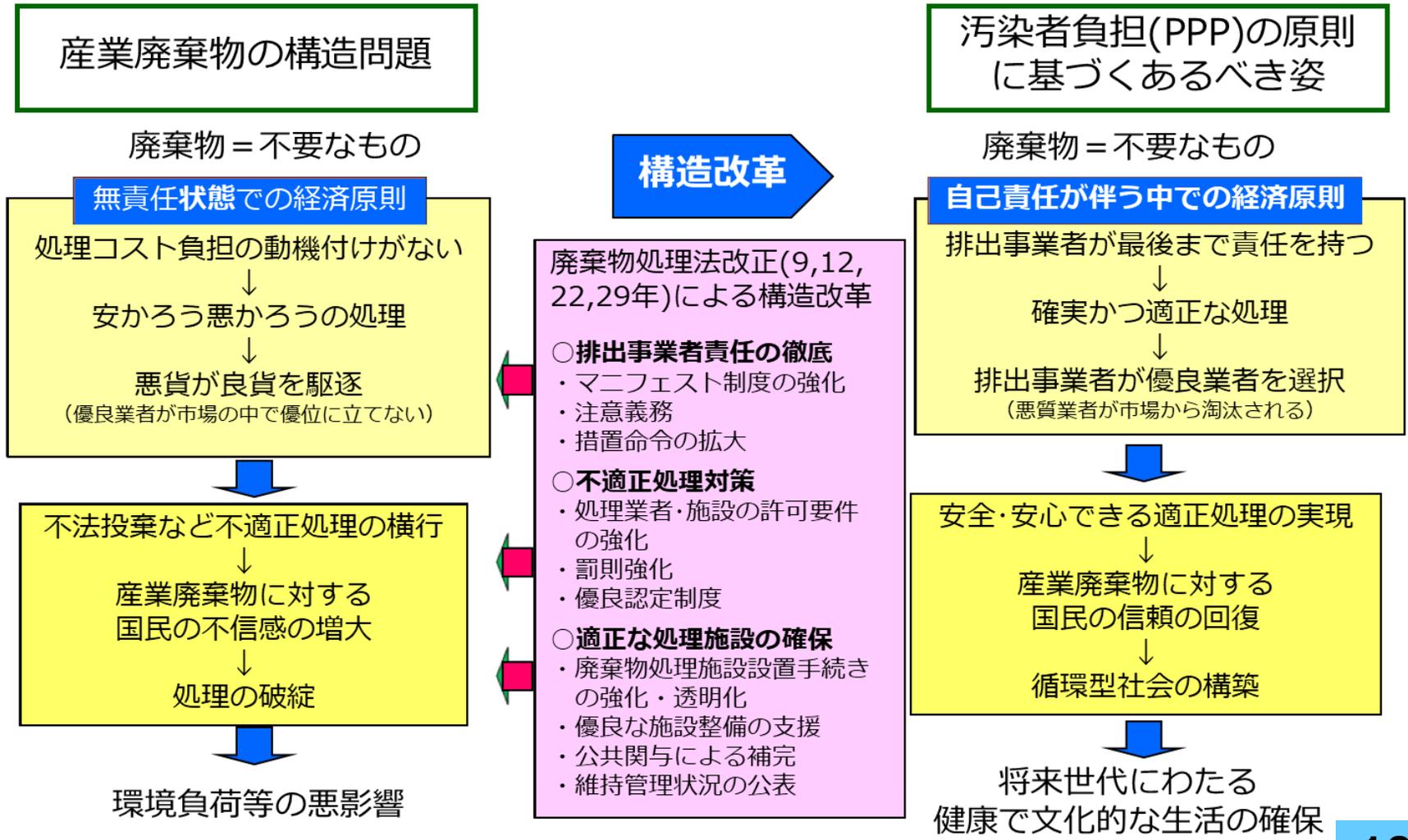
- ① 自主撤去に応じた排出事業者 64社 約1万400m³
- ② 撤去費用の負担に応じた排出事業者 45社 約850万円

任意での協力に応じない排出事業者に対しては、措置命令が発出され、社名の公表、納入命令、強制徴収が行われた。



- 産業廃棄物処理委託契約書に係る規制違反
 - ・ 作成義務違反・法定記載事項記載義務違反
 - ・ 保存義務違反
- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)に係る規制違反
 - ・ 法定記載事項記載義務違反
 - ・ 保存義務違反・措置義務違反

08: 産業廃棄物処理の構造改革



09: 新宿区における事業系一般廃棄物の処理

(新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例)

■ 事業者の責務 (条例第11条)

- リサイクルを推進するとともに、その**事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理**しなければならない。(第1項)
- 物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその**適正な処理が困難になることのないよう**にしなければならない。(第2項)
- リサイクルの推進及び廃棄物の適正な処理の確保に関し、**区の施策に協力**しなければならない。(第3項)

■ 事業系廃棄物の減量 (条例第19条)

- 再利用対象物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その**事業系廃棄物を減量**しなければならない。

■ 廃棄物の発生抑制等 (条例第20条)

- 物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の**発生**の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(第1項)
- 物の製造、加工、販売等に際して、**再生資源及び再生品を利用**するよう努めなければならない。(第2項)

09: 新宿区における事業系一般廃棄物の処理

(新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例)

■ 事業系一般廃棄物保管場所の設置 (条例第48条)

- その建物又は敷地内に規則で定める基準に適合する事業系一般廃棄物の**保管場所を設置し、その排出する事業系一般廃棄物を集めなければならない。**(第1,2,3項要約)

■ 事業者に対する中間処理等の命令 (条例第49条)

- 区長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物を**あらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。**(第1項)
- 区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を**可燃物、不燃物等に分別して排出するよう命ずることができる。**(第2項)

■ 事業者に対する運搬等の命令 (条例第50条)

- 区長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その**事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。**

10: 分別管理と保管基準

■ 分別管理は経営管理

- ①法令(委託基準)遵守の徹底
事業系一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物
- ②廃棄物の減量化による処理経費削減
- ③資源循環の推進と有価物化による売却収入
- ④全員参加による統制強化と参画意識の醸成
- ⑤社会的責任の履行と社会貢献

■ 産業廃棄物の保管基準（事業系一般廃棄物は区長に届出）

事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。(法第12条第2項)

- ①囲いと掲示板の設置
- ②飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の予防措置（排水溝、舗装等）
- ③害虫の発生予防措置
- ④屋外で容器を用いずに保管する場合は保管高さの制限

参考事例：廃棄物の分別管理

■ 分別管理の優良事例



- ・ 排出源（職場）で分別
- ・ 分別表示と分別手順の明示
- ・ 収集～処理ルートの説明
- ・ 計測、管理状況の共有
- ・ 目標と達成状況の共有



保管場所のイメージ
板橋区HPより

再利用計画書
に合わせて
分別保管
しましょう。

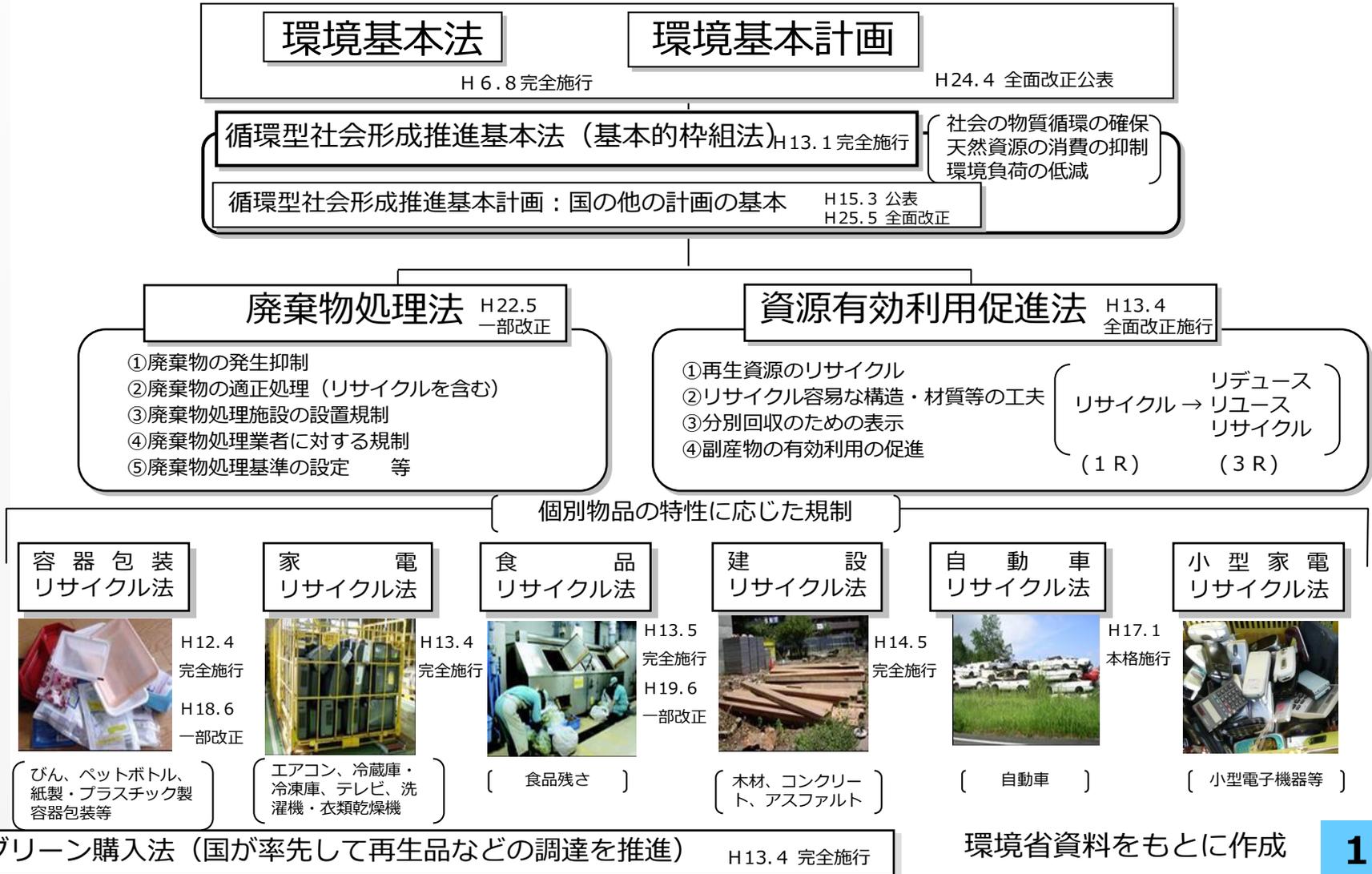
(処理委託)

- ・ 一般廃棄物
- ・ 産業廃棄物
- ・ 特別管理産業廃棄物

(再生資源回収)

- ・ コピー・OA紙
- ・ 雑誌・パンフ
- ・ 新聞紙・チラシ
- ・ 段ボール
- ・ ミックスペーパー
- ・ 生ごみ
- ・ 飲食用びん・缶類
- ・ ペットボトル
- ・ 食用油

11: 循環型社会を目指す法体系



12: 第4次循環型社会形成推進基本計画

目標値

	2000年度	2015年度	2025年度目標
資源生産性 (万円/トン)	24	38	49 (+102%)
入口側の循環利用率 (%)	10	16	18 (+8ポイント)
出口側の循環利用率 (%)	36	44	47 (+11ポイント)
最終処分量 (百万トン)	57	14	13 (▲77%) () 内は2000年度比

国の取組

持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- 地域循環共生圏の形成
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用

地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・課題の掘り起こし ・実現可能性調査への支援 ○コンパクトで強靱なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック戦略 ・バイオマス ・金属(都市鉱山の活用) ・土石・建設材料 ・太陽光発電設備 ・おむつリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・環境産業全体の健全化・振興 ○環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○東日本大震災からの環境再生 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画 ・国民へ情報発信、コミュニケーション ○地域 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック協議会 ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○全国 <ul style="list-style-type: none"> ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援

循環分野における基盤整備

- 電子マニフェストを含む情報の活用
- 人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン)
- 技術開発等(廃棄物分野のIT活用)

13:令和3年度新宿区一般廃棄物処理計画

■ 基本的な考え方

- ・ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す。
- ・環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する。

■ 具体的な施策

- ①ごみ発生抑制によるスリムな社会
- ②資源回収の拡充による循環する社会
- ③事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会

事業者へ排出指導や事業系ごみの資源化推進を行い、事業者の排出者責任による適正処理を行う社会を目指す。

- ④適正なごみ処理を行う社会

多様化する社会に向けた普及啓発やふれあい指導強化による分別の徹底、作業効率化、災害時対応等適正処理を行う社会を目指す。

14: プラスチックを巡る国内外の状況



陸を彷徨う

海を漂う



■ 海洋プラスチックごみ問題

- ・生態系を含めた海洋環境への影響
- ・船舶航行への障害
- ・観光・漁業への影響
- ・沿岸域居住環境への影響
- ・海洋中のマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響への懸念

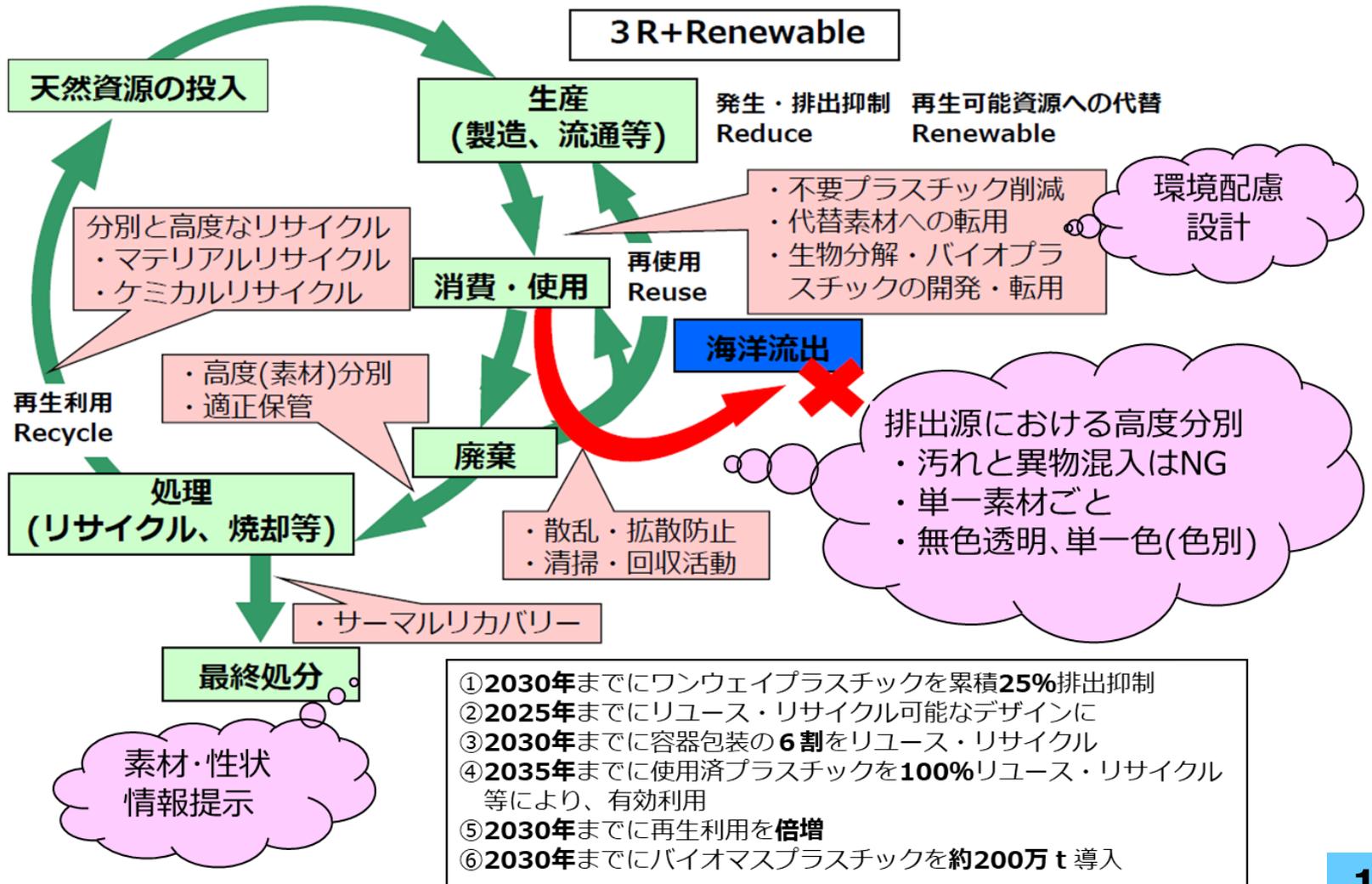
■ アジア諸国の輸入規制

- ・中国政府が「固体廃棄物輸入管理制度改革実施案」、「輸入廃棄物管理目録」を公表(2017)、固体廃棄物を段階的に輸入停止(2018「中国ショック」)
- ・タイ政府が電子廃棄物や廃プラスチックの輸入制限を強化
- ・中国の輸入規制後廃プラスチックの受け皿となっていたベトナムやマレーシアでも輸入制限

■ 国内動向 (政策動向)

- ・海岸漂着物処理推進法改正
- ・第4次循環型社会形成推進基本計画
- ・プラスチック資源循環戦略策定
- ・海洋プラスチックごみ対策アクションプラン
- ・G20 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン共有、「マリーン(MARINE)・イニシアティブ」表明、「海洋プラスチックごみ対策実施枠組」承認

15: プラスチック資源循環戦略と循環型社会



16: 東京都のプラスチック削減プログラム

プラスチックの持続可能な利用に向けて

- 資源の大量消費が引き起こす気候変動と生物多様性損失を食い止めなければならない
- 東京の資源消費の上流で生じているCO₂の削減に取り組み、世界全体でのCO₂実質ゼロに貢献

2050年CO₂実質ゼロ、海洋プラスチックゼロの持続可能なプラスチック利用を目指す

プラスチックの持続可能な利用に向けたロードマップ

- ・ 大幅なリデュースと使い捨てプラスチックの廃絶
- ・ プラスチックを持続可能な「価値ある素材」に転換
- ・ 水平リサイクル等の革新的技術の実装・普及
- ・ 海洋へのプラスチック流出をゼロに

※ 水平リサイクル：元の種類と同等の品質の再生樹脂を得るリサイクル

Goal - 都が目指す2050年の姿 -

- CO₂実質ゼロのプラスチック利用
- 海洋プラスチックゼロ

Milestone - 2030年目標 -

- 家庭と大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの焼却量を**40%削減** (2017比)

- ・ 共感を広げ、行動変容を促進
- ・ 先進的な企業と連携したイノベーションの創出
- ・ 区市町村と連携した分別・リサイクルの促進強化
- ・ 国内循環ルート構築、海ごみ発生抑制

2030年

2020年

東京2020大会で使い捨てプラスチック削減と廃プラスチックの高度リサイクルを実現

2030年目標の達成に向けた主な施策 - リデュース・リユース・水平リサイクル -

- **使い捨てを徹底的に見直し、リユースを基調とした社会へ**
 - ・ 使い捨てプラスチックに依存しない
 - ・ **新たなビジネスモデルの促進** 等
- **循環的利用の高度化**
 - ・ 区市町村による**プラスチック製容器包装の分別収集拡大の促進**
 - 費用面、施設面の課題解決に向け、区市町村と連携
 - ・ **3Rアドバイザーが業務系ビルの分別・リサイクルを促進**
 - ・ **ペットボトルのボトル to ボトルの推進**
 - 飲料メーカーと連携し、モデル事業等を実施
- **廃プラスチックの国内循環利用促進のための緊急対策**
 - ・ 廃プラスチックリサイクル市場のひっ迫に対応、不法投棄等の防止のため、業界団体と連携し、**新たな資源循環ルートの構築**を推進
- **TOKYO海ごみゼロアクション、焼却・熱回収からの転換** 等

(例) リターナブル容器による商品提供



施策の進め方 - パートナーシップとイノベーション -

- **東京2020大会を契機として**
 - ・ 使い捨てプラスチック削減と高度で質の高いリサイクルを推進
- **パートナーシップ、国際的な連携**
 - ・ 「チームもったいない」での連携、都内企業・大学との連携
 - ・ スポGOMI in Asia開催 等
- **ルールづくり、革新的な技術・ビジネスモデルの導入促進**



スポGOMI in トムスク (ロシア)

東京都資料より作成

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/zeroemission_tokyo/strategy.files/outline_of_plastic_strategy.pdf

17: 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	<p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 	 <p><付け替えボトル></p>	
販売・提供	<p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 	 <p><ワンウェイプラスチックの例></p>	
排出・回収・リサイクル	<p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。 <p style="text-align: center;">  <プラスチック資源の例> </p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。 	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <p style="text-align: center;">  <店頭回収等を促進> </p>	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

▼ <施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

18: 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)

- 2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として2015年の国連サミットで採択された国際目標 (ユニバーサリティ)
- 持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、“地球上の誰一人として取り残さない”を宣誓
- 日本は、2016年に内閣に持続可能な開発目標推進本部を設置してSDGs実施指針を決定し、SDGs推進円卓会議を設置



12
つくる責任
つかう責任

12:持続可能な消費と生産のパターンを確保する

12.2 2030年迄に天然資源の持続可能な管理・効率的な利用を達成。

12.3 2030年迄に小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減。

12.5 2030年迄に3 Rにより廃棄物の排出量を大幅に削減。

13
気候変動に
具体的な対策を

13:気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

13.1 すべての国々において、気候変動に起因する危険や自然災害に対するレジリエンス・適応力を強化。

13.2 気候変動対策を国別の政策・戦略・計画に盛り込む。

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減、早期警告に関する教育、啓発、人的能力、制度機能を改善。

14
海の豊かさを
守ろう

14:海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

14.1 2025年迄に陸上活動による海洋堆積物や富栄養化、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に減少。

14.2 2020年迄に海洋・沿岸の生態系のレジリエンス強化や回復取り組み等を通じた持続的な管理と保護を行い、大きな悪影響を回避し、健全で生産的な海洋を実現。

理解度確認テスト

お疲れさまでした。最後に、次の5つの質問に答えてみましょう。理解度を確認します。

いずれも正しい（○）か誤り（×）で答えてください。

Q1. 事業活動に伴って排出される空瓶類を、専ら物として再生資源回収業者が引き取る場合には、委託基準の適用も産業廃棄物管理票の交付も免除される。

Q2. 事業活動に伴って生じた廃棄物は、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、事業系一般廃棄物、特別管理一般廃棄物に分類されるが、産業廃棄物は、法令で定められた20種類の廃棄物で、事業系一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいう。

理解度確認テスト（つづき）

Q3. 新宿区は、条例に、事業者が再利用対象物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならないことを規定している。

Q4. 新宿区は、条例に、事業者が物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならないことを規定している。

Q5. 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならないが、事業系一般廃棄物には保管基準が無いので、保管場所を設置する必要はない。

理解度確認テスト（正解と解説）

Q1. 正解：×

解説：産業廃棄物であることに変わりはないので、産業廃棄物管理票の交付は免除されるが、委託基準は適用され、処理委託契約書の締結が必要である。(スライド4頁参照)

Q2. 正解：○

解説：設問文章のとおり。(スライド5頁参照)

Q3. 正解：○

解説：設問文章のとおり。(スライド11頁参照)

Q4. 正解：○

解説：設問文章のとおり。(スライド11頁参照)

Q5. 正解：×

解説：事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。(スライド12頁参照)



よりよい環境づくりは、
一人一人の
工夫と努力から。



www.jesc.or.jp

一般財団法人 日本環境衛生センター